

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス請求審査・集計ファイル		
実施機関の名称	京都市長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉局
			障害保健福祉推進室
			—
個人情報ファイルの利用目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業に基づいてサービスを提供し、本市に請求された各請求情報の審査又は請求情報の確認のために利用する。		
記 録 項 目	（障害福祉） 一次審査済明細書等情報、警告一覧表情報、返戻（予定）一覧表情報、審査対象明細表情報、受給者台帳情報（障害児支援） 一次審査済明細書等情報、警告一覧表票情報、返戻（予定）一覧表情報、審査対象明細表情報、障害児支援受給者台帳情報（地域生活支援事業） 地域生活支援事業受給者台帳情報		
要配慮個人情報の有無	含まない		
記 録 範 囲	サービス受給者		
記録情報の収集方法	主に上記ACOS端末で入力された情報から取得。		
記録情報の経常的提供先	無		
	理 由	—	
記録情報のその他の利用又は提供先	—		
	理 由	—	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号に該当(電算処理ファイル)		
令第 21 条第 7 項に該当する個人情報ファイルの有無	無		
開示請求等を受理する組織	名 称	京都市役所情報公開コーナー（総合企画局情報化推進室情報管理担当）—	
	所 在 地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地—	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	法令等の名称	無	
	対 象 項 目	無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をするファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織	名 称	開示請求等を受理する組織に同じ	
	所 在 地	開示請求等を受理する組織に同じ	

作成された行政機関等匿名加工情報の概要（作成した場合に記載）

本 人 の 数	—
情 報 の 項 目	—
提案をすることができる期間	—
提 案 を 受 け る 組 織	—

備 考	—
-----	---

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス請求審査・集計ファイル
記 録 項 目	個人番号,履歴番号,レコード区分,申請日,連絡先 TEL,調査実施,1次判定調査日,1次判定日,1次判定結果,2次判定合議体,2次判定日,2次判定結果,2次判定変更理由,認定区,保健所区分,認定日,認定開始日,認定終了日,認定区分,他市引継,変更理由,取消申請日,取消日,取消理由,業務,種類,管理,履番,状態区分,申請日,申請理由,障害種別,調査同意,連絡先,保護者個人番号,続柄,利用S,要介護度,決定区,保健所区分,決定日,決定区分,不支給理由,開始日,終了日,障害支援区分,特定旧法,支給量 TBL,加算 TBL,単価区分,,取消日,取消理由,支給量変更職権サイン,変更日,変更理由,負担額変更日,変更理由,減免理由,収入年,宛名番号,履歴番号,国階層,基準額,利用者負担,理由,上限額,療養上限額(国),食事上限額(国),市階層,基準額,利用者負担額,理由,上限額,療養上限額(市),食事上限額(市),上限超過サイン,決定基準,個別減免サイン,個別減免額,補足給付 S,補足給付額,社会福祉法人減免 S,社会福祉法人減免額,生保減免サイン,生保減免階層,生保減免(追加補足),強制変更サイン,強制変更上限額,強制変更理由,補足給付変更サイン,就労収入,年金等収入,その他収入,社保等控除合計,障害基礎年金等級,市独自所得階層区分,世帯員情報宛名番号,歴番,名前,続柄,同意,世帯員人数,移動中加算時間,施設上限額,相互知的,相互難聴,肢体,引下サイン,利用状況,食事提供,自動で上限登録サイン,デイ上限額,相談支援事業者,セルフ,ケア,開始予定日,モニタリング,国階層(扶養),多子軽減,指標該当(子ども)